

21 災害時発動型予約保証「そなえ」

災害時発動型予約保証「そなえ」は、災害に対する事前の備えとして、保証の予約を行い、災害が発生した場合、予約に基づく迅速な資金調達を可能とする保証です。

対象となる方	当協会の保証対象要件に該当し、次のいずれかのBCP(事業継続計画)を策定している方 ①中小企業庁が公開している「中小企業BCP策定運用指針」のうち、入門コースを除いた基本、中級、上級コースのいずれかに準じたBCP ②兵庫県中小企業団体中央会が策定を支援し、推薦するBCP ③「国土強靱化貢献団体の認証に関するガイドライン」(内閣官房)に基づく「国土強靱化貢献団体の認証(レジリエンス認証)」を取得したBCP
資金使途	災害発生後における事業継続等のために必要な運転資金および設備資金
予約限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注1)BCP(事業継続計画)に基づく金額とします。 (注2)本申込時には、利用できる保証の空き枠の範囲内となります。
予約期間	予約決定日から1年間 (注)予約を更新する場合は、再度予約申込が必要です。
返済方法	原則として元金均等分割返済(自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)
貸付利率	金融機関所定利率(自治体融資制度を利用する場合は、その定めによります)
担保	必要に応じて提供していただきます。
連帯保証人	必要となる場合があります。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要です。
保証料率	事前予約時:保証料は不要 本申込時 :利用する保証に応じた保証料が必要です。
予約の方法	金融機関経由または当協会への直接申込 (注1)当協会への直接申込は、「対象となる方」の②に限りします。 (注2)予約時には、専用の申込書とBCP(事業継続計画書)等が必要です。
予約の中止	予約期間中に次に定めるいずれかの事由が生じた場合は、借入ができません。 ①以下の理由により、金融機関から申入れがあった場合 ア 申込人が、兵庫県内において事業を行わなくなった場合 イ 申込人に延滞若しくは事故報告書提出事由が生じた場合 ウ 信用状況の著しい悪化等により、貸付を行うことが適当でないと判断した場合 ②以下の理由により、当協会が金融機関に対して、予約の中止を申入れた場合 ア 申込金融機関以外の金融機関から事故報告書が提出された場合 イ 協会担保物件について差押えまたは競売手続きが開始された場合 ウ その他、当協会が保証を行うにつき適当でないと判断した場合
取扱金融機関	三井住友銀行、但馬銀行、関西みらい銀行、みなと銀行、トマト銀行、神戸信用金庫、日新信用金庫、中兵庫信用金庫、播州信用金庫、兵庫信用金庫、西兵庫信用金庫、姫路信用金庫、尼崎信用金庫、但馬信用金庫、但陽信用金庫、淡路信用金庫、大阪信用金庫、兵庫県信用組合、淡陽信用組合、兵庫南農業協同組合、みのり農業協同組合、兵庫みらい農業協同組合、たじま農業協同組合、丹波ひかみ農業協同組合、兵庫県信用農業協同組合連合会(順不同 ※令和5年4月1日現在) (注)自治体融資制度を利用する場合は、自治体融資制度取扱金融機関に限られます。

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。